



平成 30 年 8 月 28 日

会員各位

一般社団法人 日本風力発電協会  
代表理事 加藤 信治



風力発電設備の安全性の確認・確保について（対応のお願い）

去る 8 月 24 日に、兵庫県淡路市小倉の北淡震災記念公園内に設置されていた風力発電設備が台風 20 号の通過に伴い倒壊したことが確認された事実は、既に多くのメディアが報じているところであり、皆様もご承知の通りかと存じます。

経済産業省ではこの事態を非常に重くとらえ、8 月 27 日に、この事故発生を踏まえて産業保安グループ電力安全課長及び資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長の連名により、風力発電設備設置者各位に宛てて、設備の安全性の確認及び確保に関する指示文書を発出いたしました。発電事業者の皆様におかれては直ちに適切な対応をお願いいたしたいと存じます。

今年 7 月に政府がとりまとめた「エネルギー基本計画」においても、風力発電を始めとする再生可能エネルギーを主力電源化する方針がうたわれており、今後は業界を挙げて風力発電の導入拡大に取り組む必要があります、そのためには社会から信頼される電源であることが肝要です。風力発電設備は厳しい自然条件の下で運転・操業される設備であることから、信頼される電源になるためには公衆の安全確保が最も重要になります。

前述の通り、経済産業省の指示文書は全ての設置者宛に発出されている一方で、風力発電設備は建設から操業まで、風力発電機メーカー、部品メーカー、設計者、EPC コントラクター、設備・工事会社、メンテナンス事業者及び発電事業者等が、それぞれの立場で関わっておられます。設備の健全性を確保するためにはこれら関係される全ての方々のご協力が不可欠であることから、本書状は当協会の全ての会員にお送りしているものです。

本書状の主旨をご理解頂き、風力発電設備が社会から信頼される電源として認知されるよう、会員各位の一層のご尽力とご協力をお願い申し上げます。

以上